

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、伊佐市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

①令和6年度新たに住民税が非課税となった世帯 **1世帯あたり10万円**

②令和6年度新たに住民税が均等割のみ課税となった世帯 **1世帯あたり10万円**

上記①、②の対象世帯に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降の児童）の児童を扶養している場合、**1児童あたり5万円加算**します。

申請先

伊佐市 大口庁舎 福祉課

申請期間

令和6年7月1日（月）～
令和6年9月30日（月）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、伊佐市給付金担当窓口（大口庁舎福祉課）にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 伊佐市福祉課にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「物価高騰対応重点支援給付金申請書」をご提出ください。

お問い合わせ



伊佐市大口里1888 伊佐市役所
「物価高騰重点支援給付金」窓口（福祉課内）

0995-23-1311（内線1267・1268）

受付時間 平日9:00～17:00